

ID: 1150

担当部署: ふるさと整備課

|   |                            |         |       |
|---|----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 賃借人居住安定計画の変更認定             |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 第107条 |         |       |
| 法令番号  | 平成14年法律第78号                |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第107条の規定による。<br/>(賃借人居住安定計画の変更等)</p> <p>第107条 第104条第1項の認定を受けた者(以下「認定賃貸人等」という。)は、認定賃借人居住安定計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、関係する住戸賃借人の意見を求めて、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 認定賃貸人等である勧告マンション建替実施者が施行者である場合において、第104条第1項の認定を受けた日以後に権利変換計画公告があり、かつ、権利変換計画の内容が認定賃借人居住安定計画の内容に適合していないときは、認定賃貸人等は、前項の認定を申請しなければならない。</p> <p>3 第104条第2項から第8項まで及び前2条の規定は、第1項の場合について準用する。</p> |                            |         |       |
| 標準処理期間  | 15日                        |         |       |
| 備考  |                            |         |       |
| 設定年月日   | 平成22年4月1日                  | 最終変更年月日 | 年 月 日 |